

## 浜松市北区地価公示台帳等写しの交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市北区地価公示台帳の閲覧に関する規程(平成19年浜松市北区告示第1号。以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、北区における地価の公示に係る事項を記載した書面等(以下「地価公示台帳」という。)の写しの交付について必要な事項を定める。

(事務の所管及び写しの交付場所)

第2条 この要領に規定する事務は、北区役所まちづくり推進課が所管する。

2 地価公示台帳の写しを交付する場所は、北区役所まちづくり推進課とする。

(写しを交付する書面等)

第3条 地価公示台帳の写しを交付する書面等は、別表1のとおりとする。

(交付)

第4条 地価公示台帳の写しの交付を申し込みする者(以下「申込者」という。)は、申込書(別記様式)に必要事項を記入する。

2 北区役所まちづくり推進課は、前項の申込書及び第5条に規定する費用と引き換えに地価公示台帳の写しを申込者に交付する。

3 北区役所まちづくり推進課は、郵送による写しの交付及び通信機器等を利用した送信による写しの交付は行わないものとする。

(費用負担)

第5条 申込者は、交付にあたって別表2に定める額を負担する。ただし、最新の年度の地価公示価格一覧表(事務の簡素化及び市民サービス向上のため、地価公示台帳において当市に係る主要な情報をまとめた一覧表(当市にて作成した資料))は、無料とする。

(地価調査台帳の写しの交付)

第6条 この要領は、国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条に基づく基準地の標準価格に係る事項を記載した書面等(以下「地価調査台帳」という。)の閲覧において、地価調査台帳の写しの交付において準用するものとする。

(細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

<p>&lt; 写しを交付する書類等の名称 &gt;</p>
<p>地価公示台帳</p> <p>ただし、地価公示法施行令（昭和44年政令第180号）第1条第2項の規定により、地価公示台帳を一般の閲覧に供すべき期間である3年分のものを原則とする。</p> <p>その他、情報公開制度に照らし、写しを交付して情報提供する必要があると北区長が認めるもの。</p>

別表2（第5条関係）

	区 分	金 額
写しの交付に要する費用	乾式複写機（白黒、カラー）により日本工業規格B5判からA3判までの用紙を用いて作成する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白黒は1面につき10円</li> <li>・カラーは1面につき50円</li> <li>（両面複写した場合は、1枚につき20円又は100円）</li> </ul>

別記様式（第4条関係）

_____年 月 日			
地価公示台帳及び地価調査台帳の写しの交付申請			
申 込 書	所在又は住所		
	会社名又は氏名	電話番号	(    )    -
複 写			
名 称	単価（円）	数量	金額
地価公示台帳の写し（カラー）	50		
地価公示台帳の写し（白黒）	10		
地価調査台帳の写し（カラー）	50		
地価調査台帳の写し（白黒）	10		
	計		

**注意事項**

太枠のみご記入下さい